

4 5. 学院と入間市の児童発達支援に関する連携協力体制の構築と今後の展開

学院 児童指導員科（発達障害支援者養成） 関 剛規
企画・情報部 発達障害情報・支援センター 畠山 和也

【はじめに】

令和2年3月、児童発達支援に関する地域における連携協力体制を構築することにより、地域における児童発達支援の質の向上を図り、もって学院の発展、市のまちづくりに寄与することを目的として、学院と入間市は連携協定を締結した。学院と入間市における児童発達支援に関する連携協力体制の構築と今後の展開について報告する。

【経過】

令和2年4月、入間市では、心身の発達に遅れまたは障害のある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、切れ目なく一貫した支援が行える児童発達支援センターを開設した。そして、すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できるよう支援していくと共に、成長に寄り添う切れ目ない支援を目指して今後ともより良い環境づくりを進めるとしている。

学院と入間市が連携協力する事項は、①学院の専門的な知見をセンターの事業に活用すること、②センターの事業を学院の人材養成・研修に活用すること、③センターにおける実践等に基づき、より良い子育て支援及び発達支援のあり方について話し合いを行うこと、④両者の効果的な連携のあり方について協議すること、⑤その他、両者が必要と認める事項、の5項目である。学院は、発達障害を専門とする児童指導員科を中心に、学生の実習依頼や入間市職員の特定研修生受け入れ、CLM（チェック・リスト・イン三重）研修会の合同開催、保育所巡回訪問に同行した。また、発達障害情報・支援センター教育・福祉連携推進官の協力を得て、児童発達支援センター運営協議会や総合教育会議などに参加し、情報交換や指導助言を行った。

【今後について】

これまでの取り組みの中で、地域における「縦横連携」や家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトなど、地域における「連携」の重要性や必要性は広く認識されていた。しかしながら、「連携」の具体的な方法や内容などについては検討すべき課題も多い。

学院は、研修と養成を担当する部門である。児童発達支援センターが想定する様々な障害について、専門職を養成する教育機関として貢献できる知識と技術を有している。今回の連携協力体制の構築によって、発達支援における本人支援、家族支援、地域支援につながるように、取り組んでいきたい。

※連携協定と入間市児童発達支援センターについては、入間市ホームページを参照してください。